



17 居宅療養管理指導



通院が困難な要支援、要介護のかたの自宅へ、医師や歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士などが訪問し、心身の状況や環境などを把握して療養上の管理及び指導が受けられます。



このサービスは、治療や投薬を直接行うサービスではありません。医師や歯科医師は療養上の指導を、看護師は、医師の指導により療養上の相談及び支援を、薬剤師は服薬指導を、管理栄養士は病気に対応した献立や栄養指導等を行います。

また、このサービスは、訪問・通所等のサービスの月々の限度額以外に利用することができます。

※サービス提供については、かかりつけの病院、薬局などにお問い合わせください。

利用者負担額のめやす

同一建物居住者以外の場合

- 医師または歯科医師が行う場合（2回/月まで） 507円/回
- 薬局の薬剤師が行う場合（4回/月まで） 507円/回 など

※詳しくは担当のケアマネジャーやサービス事業所にお問い合わせください。

※一定以上の所得のある方は、利用者負担が2割又は3割（平成30年8月～）になります。

※利用者負担額のめやすは、負担割合が1割の場合です。

